

濃厚接触者の自宅待機期間の短縮について

令和4年3月16日

福島県

1 濃厚接触者の自宅待機期間について

■原則

○ 最終曝露日（陽性者との接触等）から 7日間待機（8日目に解除）

新型コロナウイルス感染症に係るオミクロン株患者として取り扱われる陽性者の濃厚接触者の自宅待機期間（健康観察）は、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間（8日目に解除）です。

※7日間は最終曝露日の翌日を1日目として起算します。

■例外（自宅待機期間の短縮）

○ 令和4年3月16日の国（厚生労働省）通知に基づき、**検査結果が陰性であった場合（社会機能維持者に限らず。）**は、**7日間を待たずに自宅待機を解除**することができます。
（最短5日）。

2 自宅待機期間の短縮の要件・実施方法

- ① 濃厚接触者が無症状であり、検査により陰性が確認されていること。
- ② 検査は自費により、抗原定性検査キットを用いた検査を4日目と5日目に行うこと。
- ③ 待機解除後、7日間が経過するまでは、以下に注意して過ごすこと
 - ≫ 検温など自身による健康状態の確認
 - ≫ 重症化リスクの高い方（高齢者や基礎疾患を有する者）との接触を避ける
 - ≫ ハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児施設や医療機関への不要不急の訪問
 - ≫ 感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける等感染対策の徹底
 - ≫ マスク着用など基本的な感染対策徹底

<抗原定性検査キットについて>

- ・ 抗原定性検査キットは、**薬事承認されたもの**を必ず用いてください。
- ・ 抗原定性検査キットを用いる場合は、鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること。
(無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていない)
- ・ 検査キットを医薬品卸売販売業者から入手する際は、次に示す**「説明書」と「確認書」を卸売販売業者に提出**してください。
- ・ 一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売販売業者について、厚生労働省のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

<抗原定性検査キットを購入する際の添付書類>

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。

※研修については、厚生労働省のHPで公開される以下のWEB教材の関連部分を学習します。

- ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
- ・理解度確認テスト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。

③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。

また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。

④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、

その診断結果を確認します。

⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和年月日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

3 その他

陽性が確認された場合には、医療機関を受診してください。

※医療機関の受診は、かかりつけ医又は診療検査医療機関にご相談ください。

福島県 診療検査医療機関 **検索** 🔍

※受診先が分からない場合は、**受診・相談センター**にご相談ください。

受診・相談センター：0120-567-747（24時間対応）